

徳島県個人情報保護審査会答申第148号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和3年10月26日、審査請求人（当時15歳）は、法定代理人親権者父を代理人として、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成30年〇月から〇月までの間に、私の娘（〇〇〇）が児童相談所（以下「児相」という。）に保護された時に〇〇〇警察署と話をした際の記録、私の娘（〇〇〇）がその際に記載したかもしれない書類（以下「本件請求個人情報」という。）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年11月9日、実施機関は「本件請求は、請求者の娘（以下「娘」）が保護された際、娘が〇〇〇警察署員に話したとされる内容を記録した書類及び娘が記載したとされる書類の開示を求めているものであるが、これらの存否を答えるだけで、徳島県個人情報保護条例第16条第7号に規定する公共の安全と秩序維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同条例第19条により当該請求を拒否するものである。」とし、徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第3項の規定により開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年11月29日、審査請求人は、法定代理人親権者父を代理人として、本件決定を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年5月12日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消し。

2 審査請求の理由

実施機関は、条例第16条第7号に該当するとして本件請求を拒否したものであるが、自分自身の個人情報を得ることが、条例第16条第7号に該当するはずもなく、本件決定は失当である。

3 実施機関の後記弁明に対する審査請求人の反論要旨

本件請求は以下の理由のとおり正当なものであり、実施機関は権利を濫用しそのために審査請求人の権利は著しい損害を受けた。本件決定は、実施機関による不当・違法な行為であることは明白であると言わざるを得ず、即刻取り消した上で本件請求を認めるべきである。

- (1) 実施機関は、本件決定の理由として、審査請求人が代理人から過去に身体的及び性的虐待を受けたと主張するが、そのような事実は一切ない。審査請求人は代理人の懲戒権の行使や親子間のコミュニケーションに不満があり、そのことを学校で訴えたため児相に保護された。児相は自宅を調査したり、虐待の証拠を提出したわけではない。審査請求人の児相及び関係機関に対する説明は、不自然・不合理である。
- (2) 実施機関が代理人を虐待の加害者と主張することにより、代理人は名誉を著しく毀損され非常に許しがたい。
- (3) 本件請求は、審査請求人が記憶していない内容を自ら開示請求したものである。実施機関は、代理人が、本件請求個人情報の存否等に強い関心を抱いていると考えられる、と主張しているが、単なる臆測に過ぎない。
- (4) 審査請求人が意思能力をもって本件請求を望んでいるのであるから、請求を拒否する理由が存在しないにも関わらず、本件請求を拒否するのであれば、違法であると言わざるを得ない。
- (5) 代理人は〇〇〇警察署に呼び出され、虐待の加害者として扱われ、警察官の強要の下で、警察官の言うとおりに真意ではない申述書を記載させられた。
- (6) 実施機関には、権利の濫用が見受けられ、不当・違法なものが幾多も存在する。審査請求人の権利は著しく損害を受けた。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明の要旨は次のとおりである。

1 弁明書記載の処分理由要旨

(1) 審査請求人と代理人の関係性

審査請求人は代理人の子であり、過去に代理人から身体的及び性的虐待を受け、児相に保護されていた（以下「本件児童虐待事案」という。）。本件開示請求における「児相に保護された時」とは、本件児童虐待事案に係る保護を指したものと解される。

審査請求人にとって代理人は、親であると同時に虐待の加害者でもあり、本件請求は、本件児童虐待事案における被害者と警察との関わりの程度及びやりとりの内容等を示す情報について、加害者が被害者に代理して開示を求めたものということになる。

また、本件請求は審査請求人を本人としてなされたものではあるが、手続を行ったのは代理人であること、請求の対象となっている情報は代理人が加害者とされた本件児童虐待事案に関するものであり、代理人自身はその存否等に強い関心を抱いていると考えられること、代理人から被害者に対する影響力は極めて強いこと等、様々な状況を考えると、代理人が本件請求に対する本件決定結果及びその具体的内容を了知することになるのは明らかである。

(2) 本件請求に係る文書の特定

実施機関が管理する公文書のうち、本件請求個人情報記録される可能性がある文書の類型としては、捜査関係書類や相談関係書類等が考えられる。

(3) 本件保有個人情報の存否を明らかにすべきでないこと

条例第16条第7号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は検査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報のひとつとして定めている。

また、条例第19条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。

これを本件請求にあてはめて考えると、実施機関が本件請求に係る対象文書を個別具体的に特定し、その存否を明らかにした場合、そのこと自体から、本件児童虐待事案に係る審査請求人と警察との関わりの程度等が明らかとなり、条例第16条第7号の非開示情報を開示することになってしまう。

例えば、対象文書の中に被害者が話をした記録や被害者が作成した書類が存在したとすると、審査請求人が、本件児童虐待事案について警察の捜査に関与していたことが明らかになり、代理人にとって不都合な事実を積極的に警察へ告げたのではないかとの疑いをも抱かせることとなる。

逆に、このような書類が不存在であったとすれば、審査請求人が警察の捜査に消極的だったこと、ひいては代理人にとって不都合な言動をとろうとしなかったことを推知させることとなる。

そして、これらがひとたび代理人の知るところとなれば、前者の場合には怒りや報復感情から、あるいは詳細を問いたすため、代理人が審査請求人を害そうとすることが予想されるし、後者の場合には、警察に話していないことをもって「審査請求人は代理人の行為を容認していた」と代理人が解釈し、再び過去と同様の児童虐待を敢行することを、心理的に容易にするおそれがある。また、審査請求人の保護が解除され、審査請求人と代理人が同居を再開するに至っている現在の状況に鑑みれば、これらの危険はなおさら生じやすいと考えられる。

さらに、上記のような事態に陥れば、今後、審査請求人が新たな犯罪被害にあった場合に警察への申告をためらうおそれがあり、その後の犯罪捜査に支障を及ぼすことにもなる。

よって、本件請求個人情報は、その存否を明らかにするだけで、犯罪を誘発し、

かつ、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれのある情報、すなわち条例第16条第7号に該当する情報を開示することになるものと言えるから、条例第19条を適用し、本件請求個人情報の存否を明らかにせず、本件請求を拒否したものである。

これに対し、審査請求人は、本件請求を望んだのが審査請求人自身である以上、本件請求個人情報为非開示事由に該当することはないと主張している。

しかしながら、審査請求人と代理人との関係性及び本件請求個人情報の存否応答により生じうる不利益については前述のとおりであり、たとえ審査請求人自身が真に本件請求個人情報の開示を望んでいたのだとしても、条例第16条第7号に定めるおそれがあると認められることに変わりはない。

個人情報開示請求で法定代理人が本人に代理して行う場合、当該本人の利益の実現を図るために行われるべきであるが、本件請求個人情報については、本人である審査請求人と法定代理人である代理人との利害が相反関係にあること等に留意して、適正に本件処分を行ったものであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

2 口頭による理由説明要旨

警察における児童虐待事案の対応は、児童虐待防止法、児童福祉法、警察庁通達等のほか、刑事関係法令を根拠として、事件捜査や児童の保護・支援を行っている。その際の基本的な考え方は、最悪の事態を想定し、児童の安全確保を最優先とする対応を徹底すること、と警察庁の通達により示されている。

本件児童虐待事案の端緒は平成30年〇月〇日、父親からの「娘がいなくなった」旨の110番通報であった。

同月〇日、児相が児童（当時12歳）を一時保護するに至った。

その後児相および警察においてなされた性的虐待や身体的虐待に関する父親の申述内容に矛盾はなく（虐待の故意は否認するが、スキンシップや躰としての行為態様は認める内容）、平成30年〇月〇日から児童を県内施設へ入所させる措置が行われ、令和3年〇月〇日に家庭引き取りとなり父親宅に戻るまで約3年2か月にわたり施設入所が継続した。

入所期間中は、児相は父親に対して指導等を実施し、現在では児童虐待ケースから養護相談ケースに切り替え、継続対応している。

児童は保護を解除され、加害者であった父親と同居を再開するに至っている現在の生活環境を鑑みれば、情報の有無を開示することだけでも家庭環境の変化を生じさせるおそれや、開示することにより、児相によって長期間にわたって環境調整した措置を台無しにしてしまうおそれがあった。

さらに、警察が児童虐待事案において扱う情報には、当該個人のいかなる点に着眼して対応しているのかに関する情報や、手法に関する情報、児相をはじめとする関係機関との情報共有に関する情報等が含まれているため、本件情報が開示されれば、その実態が明らかにされるおそれがあり、その結果、被害にあった児童はもとより、今後、児童虐待を企てる者において、その犯行を潜在化、巧妙化するなどの防御措置が講じられ、証拠の隠滅が図られたりするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

また、犯罪の予防の観点からもこれら情報により秘匿避難先や入所施設等の所在が知られたり、関係機関が構築した当事者との関係性も崩れたりして、必要な支援ができなくなるおそれもある。

以上のように、これら情報は、公共の安全等に関する非開示情報に該当することは明らかで、そして、このような本件情報の内容、性質に照らせば、本件情報の存否を答えること自体によって、児童が再被害に遭う等のおそれがあり、引いては警察をはじめとする関係機関の対応に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を開示することとなりかねない。

したがって、児童の現在の環境等を鑑みれば、本件情報の存在を明らかにするだけで、条例第16条第7号の非開示情報を開示することとなり、条例第19条に基づき、本件情報の存否自体を回答しなかった本件決定に誤りはなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 前提事実について

当事者の主張、提出書類及び当審査会の調査により容易に認められる事実は次のとおりである。

- (1) 平成30年〇月〇日、児相は、児童虐待事案として、審査請求人（当時12歳）を緊急一時保護した。
- (2) 同年〇月、代理人は警察の事情聴取において、虐待行為（身体的虐待及び性的虐待）をした事実を認めた。
- (3) 審査請求人は、代理人同意の上、平成30年〇月に施設入所の措置となった。
- (4) 令和3年〇月、審査請求人の意向も踏まえ、3年2か月に及んだ施設入所の措置が解除され、家庭引き取りとなり、審査請求人と代理人が同居する状態となった。
- (5) 令和3年10月26日、審査請求人（当時15歳）、代理人兩名が〇〇〇警察署に出向き、代理人が審査請求人を代理して本件請求を行った。
- (6) 代理人が審査請求人を代理して、令和4年4月に提出した反論書においては、代理人による児童虐待の事実が否認された。

2 本件決定の妥当性の有無について

(1) 本件請求個人情報について

実施機関によると本件請求個人情報に該当する可能性がある文書の類型としては、捜査関係書類や相談関係書類等が考えられるとのことである。

実施機関は、本件請求個人情報について、その存否を明らかにすることで条例第16条第7号に該当する非開示情報を開示することになるとして、条例第19条に基づき開示請求拒否決定を行っているため、以下、本件請求個人情報に関する存否情報が非開示情報に該当するか等について検討を行うこととする。

(2) 非開示情報に関する条例の定めについて

実施機関は、開示請求があったときは、当該請求が第15条に該当する時を除き、対象とする保有個人情報を特定した上で、当該情報が条例第16条第1号から第8

号に規定された非開示情報に該当しない限り、開示決定を行わなければならない。

第1号が本人保護情報、第2号が開示請求者以外に関する情報、第3号が法人等に関する情報、第4号が評価等に関する情報、第5号が審議、検討又は協議に関する情報、第6号が事務又は事業に関する情報、第7号が犯罪の予防等に関する情報、第8号が法令等又は国の機関の指示等による非開示情報である。

さらに条例第19条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。これは、記録された内容の他に保有個人情報の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって、非開示情報の保護法益を侵害することになる場合に対応したものである。

(3) 本件事案の特徴

本件事案の特徴は、過去の児童虐待事案の被害者・加害者とされた当事者が、本件請求の手續において、請求者本人・親権者法定代理人父という関係にあり、かつ、児相による一時保護開始時点で12歳だった審査請求人は、本件請求の時点でなお15歳で、親権者法定代理人父と同居する状況にあったという点である。

実施機関の弁明書等によると、審査請求人にとって代理人は、親であると同時に虐待の加害者でもあった。弁明書には、本件請求個人情報は代理人が加害者とされた児童虐待事案に関するものであり、代理人自身がその存否等に強い関心を抱いているとの主張が記載されている。

他方で審査請求人は、反論書において上記主張を否認し、審査請求人が自らの意思に基づき請求した情報の開示が拒否される理由はないと述べた。

しかし反論書において繰り返し記載されているのは、代理人が審査請求人に身体的・性的虐待を行った事実の否定である。すなわち、前記第3の3(1)～(6)記載の反論要旨の内、(3)(4)は審査請求人本人が自らの意思で開示請求しているのに開示しないことへの批判であるが、(1)(2)(5)は代理人が身体的及び性的虐待をした事実の完全否定、代理人の名誉が著しく毀損されたことに対する強い不満、代理人が警察官による強要下で真意ではない申述書を作成させられたこと等の主張である。ここでは、審査請求人の児相及び関係機関に対する説明は不合理・不自然であったことを前提とした主張がなされている。

かかる記載内容はかえって、代理人自身が本件請求個人情報の存否や内容について強い関心を有している事実を裏付けるものである。

つまり、本件事案は、法律的にはあくまでも審査請求人が自身に関する本件請求個人情報の開示を求める事案であるが、開示請求対象となるのは、開示請求手續を代理して行った法定代理人親権者父が加害者となったとされる虐待事案に関する情報であり、かつ、開示請求に代理人の意思が強く影響していることが明白な事案である。

当審査会は、かかる場合に審査請求人の知る権利を優先して考えるか、それともその結果懸念される危険を重視して考えるか、という価値判断を迫られている。

当審査会としては、過去に児童虐待事案の被害者と加害者という関係にあったと

される人物が3年2か月に及ぶ被害者の施設保護を経て本件請求時点で同居状態にあり、現在も未成年者である審査請求人が代理人の保護下におかれた状況であることに鑑みると、仮に本人に意思確認をしたところで、その意思の真実性や強弱については十分に担保できない状況であると考ええる。審査請求人は反論書に審査請求人名義の陳述書を添付しているが、これについても同様のことが言える。

また、審査請求人の真意の内容にかかわらず、かかる状況においては、保有個人情報の開示・不開示については、極めて慎重な判断が求められることが当然である。法律的には審査請求人本人が代理人の保護下でない状況で行うのと同じ請求なのだから同様に判断すべしということには、到底ならない。

(4) 本件決定の妥当性についての判断

① 実施機関により、本件請求個人情報について存否含めてを情報を明らかにしない中心的な理由とされているのは、その開示が審査請求人の安全を害する危険性である。具体的には以下の危険が述べられている。

仮に本件請求個人情報の存否を答えた場合、実施機関において対象文書が作成されていたか否かが明らかとなり、例えば、対象文書の中に被害者が話をした記録や被害者が作成した書類が存在したとすると、審査請求人が、警察の捜査に関与していたことが明らかになり、代理人にとって不都合な事実を積極的に警察へ告げたのではないかとの疑いを抱かせることとなる。

逆に、このような書類が不存在であったとすれば、審査請求人が警察の捜査に消極的だったこと、ひいては代理人にとって不都合な言動をとろうとしなかったことを推知させることとなる。

そして、これらがひとたび代理人の知るところとなれば、前者の場合には怒りや報復感情から、あるいは詳細を問いたすため、代理人が審査請求人を害そうとすることが予想されるし、後者の場合には、警察に話していないことをもって「審査請求人は代理人の行為を容認していた」と代理人が解釈し、再び過去と同様の児童虐待を敢行することを、心理的に容易にするおそれがある。また、審査請求人の保護が解除され、審査請求人と代理人が同居を再開するに至っている現在の状況に鑑みれば、これらの危険はなおさら生じやすい。

さらに、上記のような事態に陥れば、今後、審査請求人が新たな犯罪被害にあった場合に警察への申告をためらうおそれがある。

② 当審査会は、以下の理由から実施機関の上記主張には相当性があると考ええる。まず、審査請求人と代理人の同居状況等に鑑みると、本件決定を代理人が了知出来ない方法で審査請求人のみに伝えることは困難である。現に本件決定の内容は代理人に知られ、代理人により本件審査請求が行われている。

したがって、実施機関が仮に本件請求個人情報の存否を答えた場合、その情報は確実に代理人の知るところとなる。

次に、反論書の記載によれば、すでに代理人は、審査請求人が児相及び関係機関にした話が鵜呑みにされたため虐待事案として評価されたとの推認をしており、開示した情報がその推認の強化に使用されかねなかった。同じく反論書の記載によれば、虐待事案としての評価がなされたことに対して、代理人は名誉を著

しく毀損され非常に許しがたいと考えていた。反論書では審査請求人の児相及び関係機関に対する身体的虐待・性的虐待に関する説明が不都合・不合理であったにもかかわらず、各機関がそれを鵜呑みにしたことに対する批判が記載されている。これらの記載は、本件請求が代理人の意思の影響下になされたことを示すものであり、本件請求が審査請求人の真意に基づきなされたものか否かは、上記判断を左右しない。

そして、本件請求当時、審査請求人は未だ15歳で代理人と同居し、代理人から独立して生活する能力を十分に備えているとは言いがたい状況であった。

以上を勘案すると、本件請求個人情報存否に関する情報がそれ自体、代理人の怒りをかき立てたりあるいは被害の容認という解釈をまねく危険があるとの実施機関の主張には合理性があり、これを非現実的な危惧と軽視することはできない。仮に身体的・性的虐待の再発にまで至らない場合でも、児相が3年2箇月にわたって調整してきた上で実現された父子同居の生活環境の悪化をもたらすことは、十分に起こりうる。そしてこれらの危険がいざ現実化してしまうと、被害の回復は困難であることが予想される。

もともと、実施機関が、上記危険が引いては公共の安全と秩序の維持に支障を来すものであるとの理由で、本件請求個人情報を条例第16条第7号の非開示情報とした点については、疑問がある。すなわち、実施機関の本件決定に至る中核的理由が前記のとおり、代理人による審査請求人に対する加害行為や児相が調整してきた生活環境の破壊についての懸念であるならば、実施機関は本件は実質的に法定代理人と未成年者である審査請求人の利害が相反している事案であると判断していることになる。つまりそこで最も重視している保護法益は審査請求人個人の安全である。そうであるなら開示することにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすという一般的抽象的な理由に繋げるよりも、むしろ端的に同条第1号の「開示請求者（中略）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とすべきであった。

しかし、この点は、条例第19条に基づき本件請求個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した本件決定の結論の妥当性に関する判断を左右しない。本件請求の端緒となった事案の内容が、父親の娘に対する身体的及び性的虐待であり、娘が未成年のまま父子同居状態にあることを前提にすると、当審査会は、審査請求人の知る権利より、審査請求人の安全や生活環境の安定を優先する考えを採るものである。

よって、条例第19条に基づき本件請求個人情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

3 付言

本件事案に関する文書には、審査請求人作成文書においても実施機関作成文書においても、形式面で作成者や名宛人について、あたかも代理人自身が審査請求人であるかのような表現が散見された。

これは本件事案の特徴として、本件請求や審査請求に代理人の意思が強く反映され、

実施機関もそれに対して反応したことによるものだと思われる。

しかし、少なくとも実施機関においては、審査請求人作成文書については代理人たる資格の表示等に関し補正すべきは補正を促し、自身が作成する文書については名宛人の表示に代理人である旨を明示するべきであり、誰が請求して誰に対して作成した文書であるかにつき、疑念を挟む余地がないようにするよう求める。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年 5月12日	諮問
同 年11月25日	審議 (第146回審査会)
同 年12月16日	審議 (第147回審査会)
令和5年 1月20日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第148回審査会)
同 年 2月17日	審議 (第149回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩 田 晴 美	四国大学生生活科学部教授	
遠 藤 理 恵 子	弁護士	会長職務代理者
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	